

○花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年 9月14日条例第34号

改正

平成28年 6月23日条例第29号

平成29年12月 7日条例第24号

平成30年 9月 6日条例第33号

令和 5年 6月22日条例第25号

令和 6年 3月 7日条例第 4号

令和 6年 9月19日条例第25号

令和 7年 3月10日条例第 7号

令和 7年12月15日条例第30号

花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に

対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月7日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月6日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年6月22日条例第25号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月7日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和6年9月19日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月10日条例第7号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月15日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	花巻市家族介護用品支給事業実施要綱（平成18年花巻市告示第371号）による在宅要介護者を介護している家族に対する介護用品支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	花巻市老人等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年花巻市告示第21号）による要援護老人、ひとり暮らし老人の日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱（平成18年花巻市告示第22号）による高齢者の住宅改造事業費補助に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱による身体障害者の住宅改造事業費補助に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	花巻市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成18年花巻市告示第62号）による介護保険利用者負担軽減措置に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	花巻市定住促進住宅条例（平成23年花巻市条例第28号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例（平成18年花巻市条例第88号）による乳幼児及び妊産婦に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による重度心身障害者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例によるひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	花巻市寡婦等医療費給付規則（平成18年花巻市規則第93号）による寡婦等に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

11	市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による小学生の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
12	市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による心身障害児の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
13	市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による中学生、高校生等の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
14	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
15	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	花巻市家族介護用品支給事業実施要綱による在宅要介護者を介護している家族に対する介護用品支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
2 市長	花巻市老人等日常生活用具給付等事業実施要綱による要援護老人、ひとり暮らし老人の日常生活用	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）

	具給付に関する事務であ って規則で定めるもの	であって規則で定めるもの
3 市長	花巻市高齢者等住宅改造 事業費補助金交付要綱に よる高齢者の住宅改造事 業費補助に関する事務で あって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険給付情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	花巻市高齢者等住宅改造 事業費補助金交付要綱に よる身体障害者の住宅改 造事業費補助に関する事 務であって規則で定める もの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に よる精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者関 係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	花巻市社会福祉法人等に よる介護保険利用者負担 額軽減措置事業実施要綱 による介護保険利用者負 担軽減措置に関する事務 であって規則で定めるも の	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険給付等関係情報であって規則で定 めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	花巻市定住促進住宅条例 による定住促進住宅の管 理に関する事務であって 規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	花巻市子ども、妊産婦、	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による乳幼児及び妊産婦に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による重度心身障害者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例によるひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	花巻市寡婦等医療費給付規則による寡婦等に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による小学生の保護者に	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	
12 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による心身障害児の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による中学生、高校生等の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の管理に関する情報（15の項において「公営住宅管理情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 乳幼児等医療費の給付に関する情報（15の項において「乳幼児等医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
15 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの (3) 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則

	する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	で定めるもの
--	-----------------------------------	--------

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの